

ダーバン会議の評価とその後の動向と展望

排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会
(2012年2月23日)

高村 ゆかり(名古屋大学)

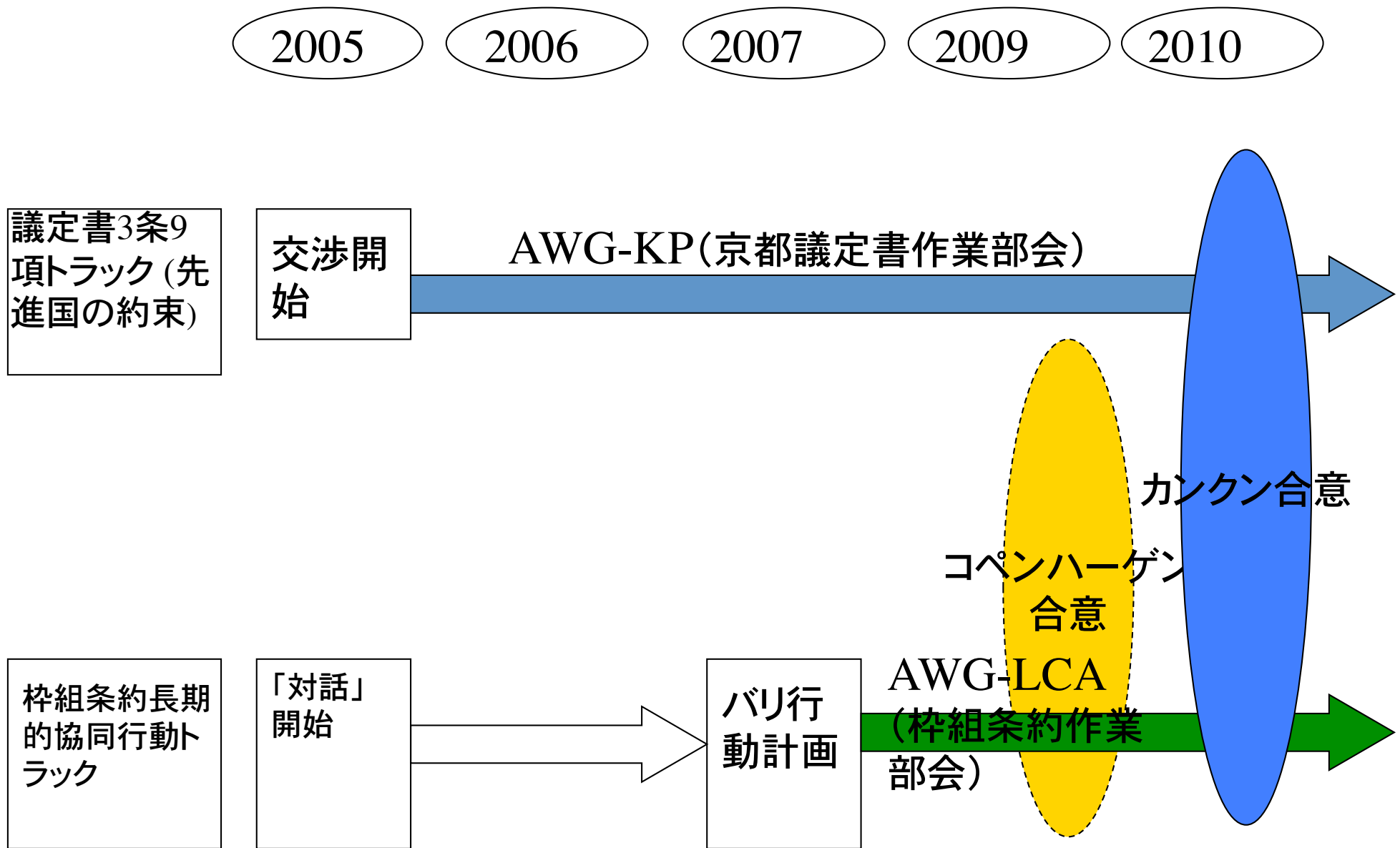
E-mail: takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp

- ダーバンまでの気候変動交渉
- ダーバンでの合意の概要と含意
- ダーバンでの合意の評価
- 展望と課題

これまでの温暖化交渉の進展

- 1988年 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)設置
- **1992年 国連気候変動枠組条約採択(1994年発効)**
- 1995年 第1回締約国会議(COP1):ベルリンマンデート
- **1997年 COP3(京都会議):京都議定書採択**
- 2000年 COP6:京都議定書実施規則案に合意できず
- 2001年3月 米国の離脱表明
- **2001年10-11月 COP7:マラケシュ合意採択**
- 2005年2月 京都議定書発効
- 2005年11-12月COP11・COP/MOP1(モントリオール会議)
- **2007年12月 COP13・COP/MOP3(バリ会議)**
- **2009年12月 COP15・COP/MOP5(コペンハーゲン会議)**
- **2010年11-12月 COP16・COP/MOP6(カンクン会議)**
- **2011年11-12月 COP17・COP/MOP7(ダーバン会議)**
- **2012年11-12月 COP18・COP/MOP8(ドーハ会議)**

モントリオール会議以降の温暖化交渉



AWG-KPとAWG-LCA

- 議定書の下での先進国の2013年以降の削減目標に関する作業部会(AWG-KP)
 - 京都メカニズムや森林など吸収源など、議定書の制度の包括的見直し
- 枠組条約の下での作業部会(AWG-LCA)
 - 米国が参加した交渉の場。米国と途上国の排出削減・抑制努力についても検討

カンクン合意の概要

- 見えてきた？ 次期国際枠組み

- 低炭素型社会・経済への明確な長期目標。温暖化抑制の「2度未満」目標
- 先進国だけではなく途上国も削減行動をとる国際枠組みに。先進国は国別排出上限目標、途上国は排出削減策を実施。途上国全体の2020年目標の記載も。
- いずれも目標、削減策の進捗を国際的に報告し、評価を受ける。2年ごとの進捗報告書、国際的な分析、協議などかなり詳細な途上国のMRVの枠組みの合意
- 取り組み促進のための制度設置を決定
- 合意できなかったことは、COP17に向け作業⁶

ダーバン(COP17)の結果

気候変動枠組条約

カンクン合意の
実施



報告・評価・検証
の指針の採択、
緑の気候基金
(GCF)、技術執
行委員会などの
運用開始。未決
定の事項残
る。COP18(2012
年)に決定

新たな一つの
法的枠組み交
渉開始



新たな法的文
書交渉開始決
定。新たな作業
部会の設置

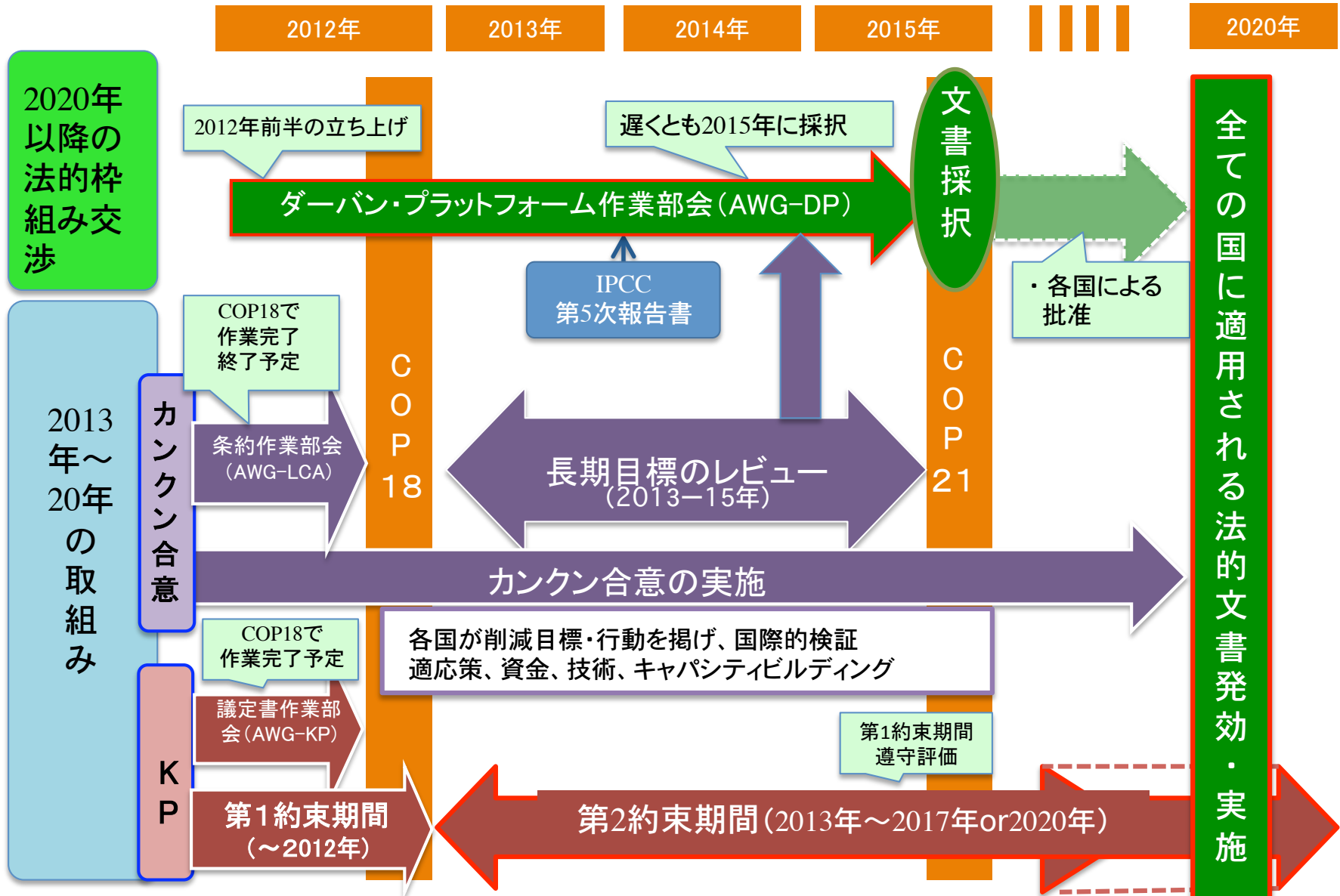
京都議定書

京都議定書第
二約束期間の
約束を定める
改正案の採択



第二約束期間
設定の決定。
正式の改正案
採択はCOP/
MOP8(2012年)

COP17の合意：2020年新たな法的文書実施までの道のり



新たな法的枠組み交渉(1)

- 「すべての締約国に適用される、条約の下での議定書、別の法的文書又は法的効力を有する合意された成果を作成するプロセスを開始 (launch a process to develop a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force under the Convention applicable to all Parties)」
 - “a protocol”
 - “another legal instrument”
 - “an agreed outcome with legal force”

新たな法的枠組み交渉(2)

- 「対策の促進のためのダーバン・プラットフォーム作業部会 (Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action)」の設置
 - 2012年前半に作業開始。2012年前半に作業計画
 - できるだけ早く、遅くとも2015年までに作業完了。COP21(2015年)に採択
 - 2020年から(from 2020)効力発生、実施

新たな法的枠組み交渉(3)

- 交渉プロセスは、削減水準を向上させるものでなければならない
 - 削減水準を高める作業計画開始
 - 全体の削減水準と長期目標との間の「乖離 (gap)」を解消することができる選択肢の確認・検討を行う

現在の誓約の水準

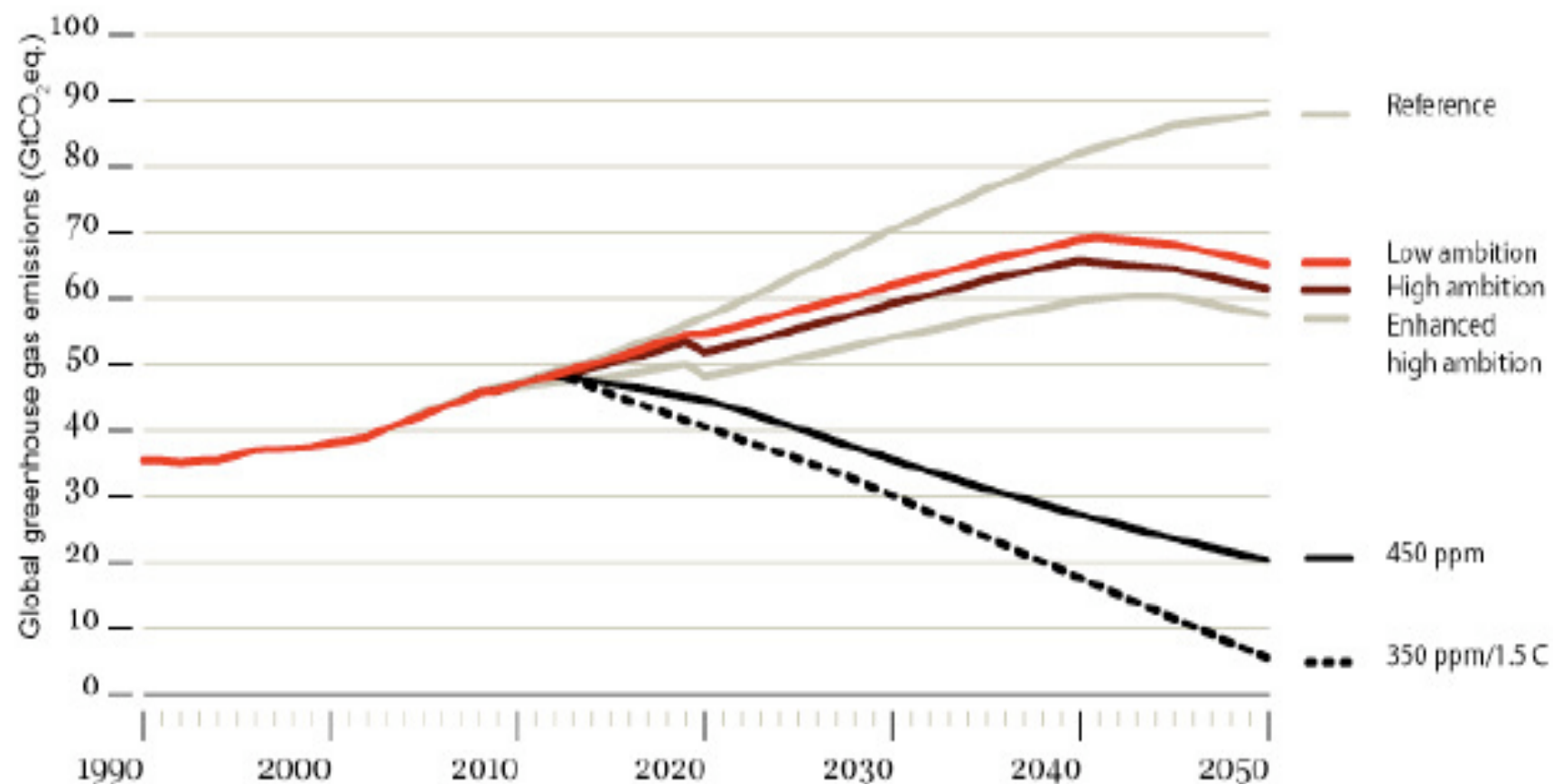


Figure 1. Global emissions under the reference scenario, proposals as of 15 December 2009, and necessary levels for 450 and 350 ppm

Source: Höhne et al. 2009

京都議定書第二約束期間(1)

- 第二約束期間は2013年1月1日から開始することを決定
- 第二約束期間は2017年末か2020年末までと決定。いずれかは、2012年のAWG-KPで決定
- 京都議定書の第二約束期間のルール(森林等吸収源、京都メカニズム、対象ガス等)を決定

京都議定書第二約束期間(2)

- COP/MOP決定の附属書1に記載されている附属書I国が提出した削減目標を京都議定書の下での数値目標(QELROs)に転換する意志に留意
- 2012年5月1日までにQELROsに関する情報を提出、AWG-KPで検討。COP/MOP18で改正案採択
- AAUの第二約束期間への繰り越しが数値目標に与える影響の評価、それへの対処方法については、2012年のAWG-KPで検討。COP/MOP18で決定
- 今回の決定によるこれまでの方法論に関する決定実施への影響をSBSTAが評価し、対処。COP/MOP18で決定

京都議定書附属書B改正案

Annex 1

Proposed amendments to Annex B to the Kyoto Protocol

The following table shall replace the table in Annex B to the Protocol:

Annex B					
1	2	3	4	5	6
Party	Quantified emission limitation or reduction commitment (2008–2012) (percentage of base year or period)	Quantified emission limitation or reduction commitment (2013–[2017] [2020]) (percentage of base year or period)	reference year ³	Quantified emission limitation or reduction commitment (2013–[2017] [2020]) (expressed as percentage of reference year ³)	Pledges for the reduction of greenhouse gas emissions by the year 2020 (percentage of reference year) ⁵
Australia ^a	108				
Austria	92	^b	n/a	n/a	
Belarus ^{a*}			1990		-5% to -10%
Belgium	92	^b	n/a	n/a	
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	92	^b	n/a	n/a	
United States of America ^a					
Party	Quantified emission limitation or reduction commitment (2008–2012) (percentage of base year or period)				
Canada ^a	94				
Japan ^a	94				
Russian Federation ^{a*}	100				

• 現在交渉中の附属書B改正案

- 基準年は1990年。各国が定める参照年に基づく目標記載も可能
- カナダ、日本、ロシアは第二約束期間に目標を設定する意思がないと示したとして別欄に

* Countries that are undergoing the process of transition to a market economy.

京都議定書第二約束期間(3)

- 森林等吸収源のルール
 - 森林管理の勘定の義務化。参照水準 (reference level) から吸収量を勘定。JIの森林管理を含め、基準年排出量(吸収量は含まない)の3.5%/yearを上限
 - 湿地に関する活動も3条4項の対象
 - Harvested Wood Product
 - 自然の攪乱の取り扱い
 - 植林・再植林CDMのルールは変更なし
- 対象ガス
 - NF3(三フッ化窒素)を追加
 - HFC245fa、HFC365mfcなど、HFCs、PFCsについてはIPCC第4次報告書に記載されているガスも追加(ただし条件つき)

京都議定書第二約束期間(4)

- 京都メカニズムのルール
 - 国内削減に対する補足性の原則再確認
 - 約束期間リザーブの制度の再検討、適当な場合改正。SBIで検討し、COP/MOP8で決定
 - 原子力事業をCDM事業としないというルールを含め、基本的に第一約束期間のルールから大きな変更はなし
- * 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない京都議定書の締約国は京都メカニズムを利用し続けることができるか
 - 今回は決定なし
 - 今回決定された第二約束期間のルールをふまえて、これまでの決定(ルール)の見なおしの作業が2012年に行われる。その中で議論となる
- * なお、条約の下で市場メカニズムが設置された場合、京都議定書の目標達成にも利用できる可能性

カンクン合意の実施

- AWG-LCAの成果
 - 決まったことはCOP決定で採択
 - 決まらなかったことはCOP18に先送り。AWG-LCAは1年延長。COP18で作業完了予定
 - ダーバン・プラットフォーム決定によって、AWG-LCAの下での合意は、NAMAやMRVに関するものも含め、2020年から新たな法的文書が実施されるまでの気候変動対策の国際的ルールとなる

共有のビジョン

- 共有のビジョン

- 工業化以前からの**全球平均気温上昇を2度未満に抑える**という**締約国がめざす長期目標**を確認（カンクン合意、para. 4）
- 2050年の排出削減目標、排出量ピークアウトのタイミングについてはCOP18へ先送り
- 「**持続可能な発展への衡平なアクセス**」についてAWG-LCAが検討。COPへ報告

先進国の排出削減策(1)

- 附属書I国は2020年の数値目標を実施することを約束する
(コペンハーゲン合意、para. 4)
 - 日本:” a target of a 25 per cent emission reduction by 2020 compared with 1990 levels, which is premised on the establishment of a fair and effective international framework in which all major economies participate and on agreement by those economies on ambitious targets.”
- 附属書I国が実施するものとして通報する削減目標に留意
(カンクン合意、para. 36)
- 提出した削減目標を明確にするプロセスを2012年に継続
 - 2012年3月5日までに、先進国は、共通のテンプレートを使用して、関連する情報を提出
- 先進国は低炭素発展戦略・計画を策定すべきことを決定
(カンクン合意、para. 45)
 - 低排出発展戦略の作成の経験共有を先進国に要請

先進国の排出削減策(2)

- 削減目標と支援の提供に関する**国別報告書の報告促進**合意、para. 40)
 - **排出目録を毎年提出**
 - 年次排出目録報告指針の改定(COP17決定)
 - 排出削減目標の進捗、途上国への支援に関する報告書を2年に一度提出
 - 隔年報告書**に関する指針採択(COP17決定)

先進国の排出削減策(3)

- 隔年報告書 (Biennial Report; BR)に関する指針採択
 - 第一回隔年報告書を2014年1月1日までに提出
 - 4年ごとに国別報告書 (NC)を提出
 - 2014年:NC(+BR)、2016年:BR、2018年:NC(+BR)、2020年:BR
 - 隔年報告書で提出する情報
 - インヴェントリーの概要
 - その条件や想定を含む削減目標に関する情報(基準年、対象ガス、対象セクター、LULUCFからの排出量、吸収量の取り扱い、国際市場メカニズムの利用など目標達成手段など)
 - とられる対策、国内制度の変更
 - 削減目標達成に向けた進捗に関する情報
 - 2020年、2030年の排出予測(の変化)
 - 途上国への支援
 - 削減目標の遵守の自己評価の制度、国内の目標不遵守に対する国内措置のルール(報告は奨励)

先進国による排出削減策(4)

- 国際的な評価と審査 (International Assessment and Review; IAR) の方法と手続を採択
 - 専門家の審査と削減目標の実施に関する多国間評価からなる
 - 2014年3月から開始。隔年報告書に合わせて2年ごと (インヴェントリーは従来の審査手続で毎年審査)
 - 専門家の審査は専門家審査チームによる。その結果は審査報告書
 - 多国間評価はSBIの会期中に行う。他国の質問に該当国が応答。その結果は、事務局が議事録にまとめる
 - 将来の遵守制度に関する合意を反映

図 先進国の削減行動の検証のしくみ

隔年報告書(2年に一度)

*4年に一度は国別報告書も

BR指針採
択(COP17)

削減目標に関する情報(条件、想定、基準年、目標達成手段など)

削減目標達成に向けた進捗に関する情報

2020年、2030年の排出予測(の変化)

途上国への支援

削減目標の遵守の自己評価の制度、国内の目標不遵守に対する国内措置のルール(報告は奨励) など

IAR
(COP17
採択)

専門家の審査→審査報告書

SBIにおける多国間評価

途上国による排出削減策(1)

- 途上国が、2020年の「成り行き排出量」と比して排出を抑制することをめざして、その国に適切な排出削減策(NAMA)をとる(will)ことを合意(カンクン合意、para. 48)
- NAMAを実施する意図をCOPに自発的に通報したい途上国に、事務局にNAMAに関する情報を提出するよう要請(カンクン合意、para. 50)
 - 2012年には提出されたNAMAをさらに理解するためのワークショップを継続
- 低排出発展戦略を作成するよう奨励

途上国による排出削減策(2)

- 登録簿

- 国際的支援を求めるNAMAを記録し、**支援策とのマッチング**を促進(カンクン合意、para. 53)
 - 途上国からの支援を求めるNAMAに関する情報、先進国からのNAMA支援に関する情報を登録簿に記録し、定期的に更新(para. 56)
- 登録簿の別のセクションで**途上国のNAMAを承認**(カンクン合意、para. 58)
- 事務局が管理するweb上の登録簿
- 2012年中に作成。COP18で完成

途上国による排出削減策(3)

- 排出目録を含む国別報告書の報告を促進することを決定 (para. 60)
 - 原則として、4年に一度国別報告書、排出目録の更新を含む2年に一度の更新報告書を提出すべき
- 隔年更新報告書 (Biennial Update Report; BUR) の指針を採択
 - 2014年12月までに第一回のBURを提出。その後2年ごとに提出。LDCとSIDsは提出は裁量
 - BURには、提出日より4年以内のインヴェントリーを最低限記載
 - その他に、対策とその効果に関する情報、必要な支援、受け取った支援、国内MRVに関する情報など

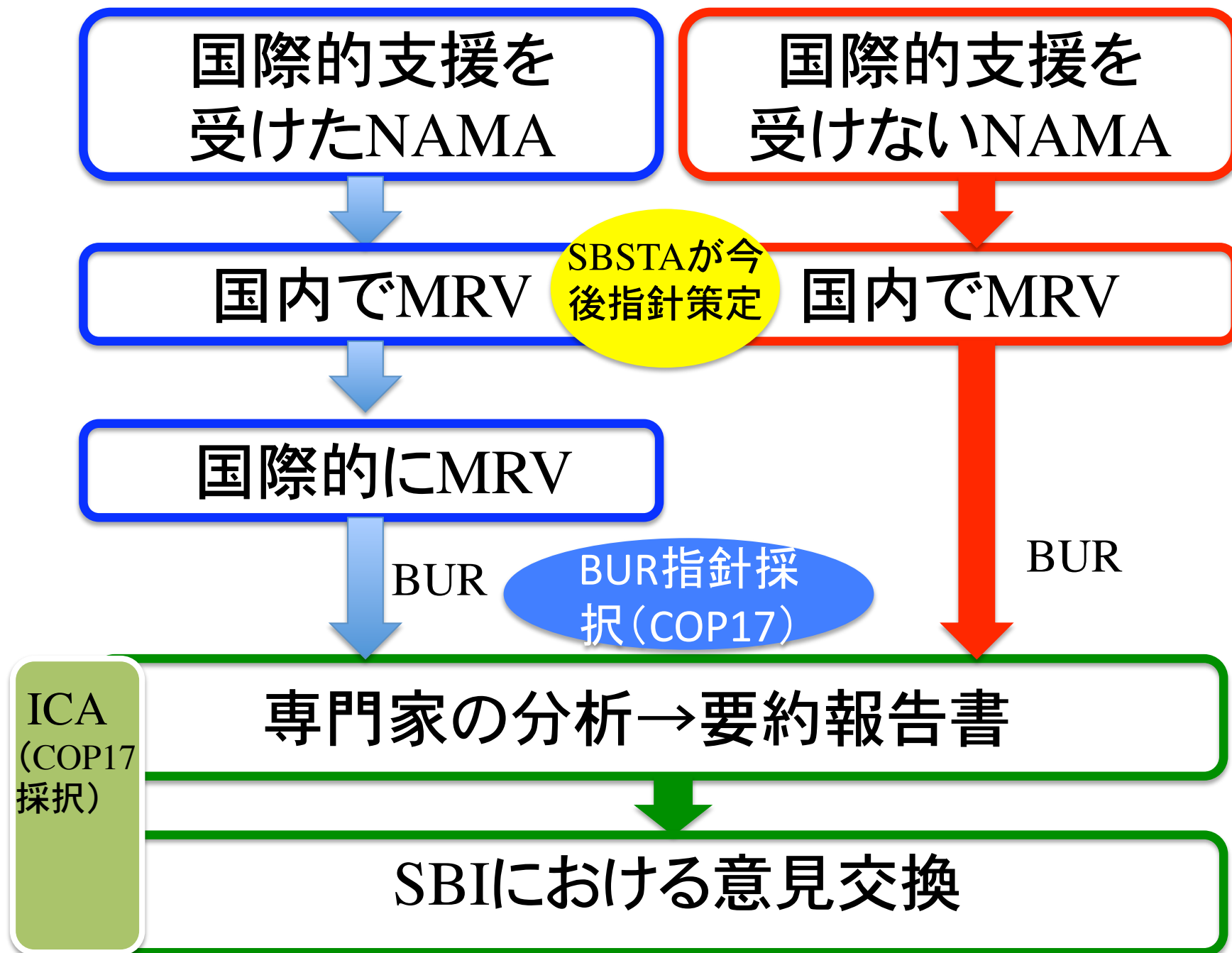
途上国による排出削減策(4)

- 途上国の排出削減策のMRV
 - 国際的に支援を受けた排出削減策は、国内でMRVされ、UNFCCCの下で策定される指針に従って国際的なMRVの対象となることを決定(カンクン合意、para. 61)
 - 国内的に支援を受けた排出削減策はUNFCCCの下で策定される一般指針に従って国内でMRVされることを決定(カンクン合意、para. 62)
 - 国内的に支援を受けたNAMAに関する国内MRVの指針を作成するようSBSTAに要請

途上国による排出削減策(5)

- 国際的な協議と分析 (International Consultation and Analysis; ICA)
 - 第一回のICAは、第一回のBUR提出後、6ヶ月以内に開始 (2015年前半頃)
 - LDCとSIDsは任意
 - 当該締約国と協議の上での**専門家による分析**とSBIが開催するワークショップでの**促進的な意見交換**による
 - 専門家による分析結果は要約報告書にまとめSBIに提出
 - それを基に意見交換(質疑応答)を行い議事録にまとめる
 - 国内措置の適切さについては議論の対象としない

図 途上国の削減行動の検証のしくみ



REDDプラス

- 途上国における森林減少等からの排出削減策 (REDDプラス)
 - 3つのフェーズ (カンクン合意、para. 73)
 - 第1フェーズ: 国家戦略または行動計画、政策と措置の策定と能力構築の段階
 - 第2フェーズ: その実施の段階
 - 第3フェーズ: 十分にMRVされた結果ベースの行動
 - 市場メカニズムの利用を認めるかをはじめ、資金支援のあり方について合意がまとまらず先送り

セクターアプローチ

- セクターアプローチ
 - セクターアプローチの全体的枠組み、農業、**国際航空・海運**ともに先送り
 - ただし、農業は、SBSTAでの検討に

市場メカニズム

- 市場の利用を含む多様なアプローチ
 - 市場メカニズムを含む多様なアプローチの枠組みを検討する作業計画を実施
 - 新しい市場メカニズムがCOPのガイダンスと監督の下で機能することなど、新しい市場メカニズムの条件を定める。こうしたメカニズムの方法と手続を作成する作業計画を実施

市場メカニズムに関する合意

気候変動枠組条約

- ・多様なアプローチの枠組みを検討する作業計画とCOPの指導と監督の下で機能する新たな市場メカニズムの手續と方法を作成する作業計画をAWG-LCAが実施

京都議定書

第一約束期間のルール改善

- ・炭素回収・貯留(CCS)のCDM事業の方法・手續に関する合意
- ・JIの基本的ルールの見直し開始など

第二約束期間のルール

- ・基本的に第一約束期間のルールを踏襲
- ・枠組条約の下で市場メカニズムが設置された場合、その排出枠も利用可能となる可能性

適応策、資金、技術の支援

- 適応策

- **カンクン適応フレームワーク**の設置

- **適応委員会**の機能、権限、構成などを決定

- 資金

- **緑の気候基金 (GCF)**の運用開始。規律文書採択

- **途上国のNAMA支援**が活動対象の一つ

- **常設委員会**の機能、権限、構成などを決定

- **長期資金 (2020年目標)**に関する作業計画実施

- 技術の開発・移転

- **技術メカニズム**運用開始

- **技術執行委員会、気候技術センター・ネットワーク**の権限などを決定

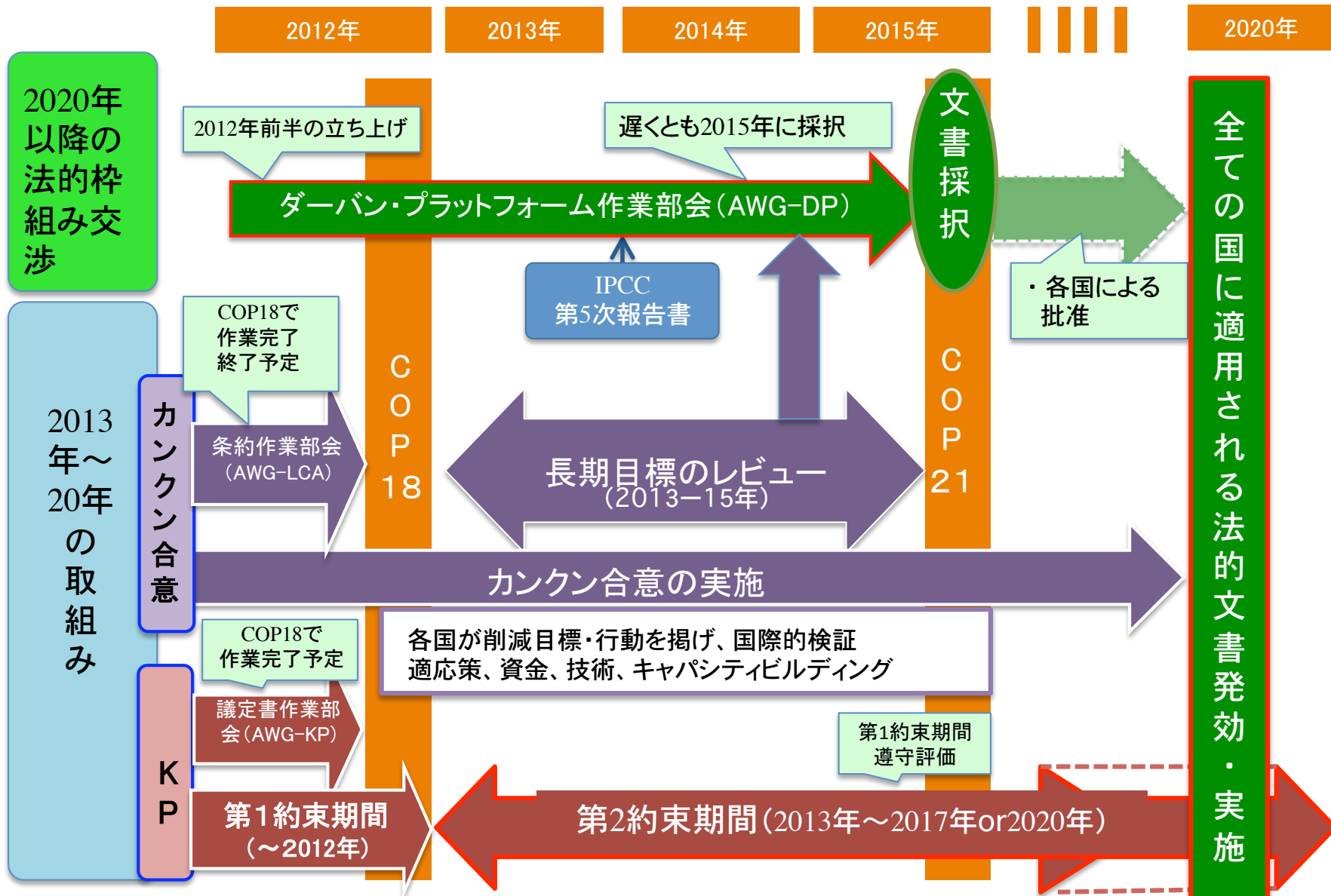
再検討

- 究極的な目的に照らして、**長期目標の適切さと全体の進捗を定期的に再検討**（カンクン合意、para. 138）
 - **第1回再検討は、2013年に開始、2015年に完了。第1回再検討において、1.5度目標を含め長期目標の強化を検討**（カンクン合意、para. 4 and para. 139）
 - IPCCが**評価報告書を採択する度、または、少なくとも7年ごとに再検討を行う**
- **第1回の再検討の範囲、方法の多くは未決定のまま先送り**
 - 専門家による検討。専門家再検討グループを設置するかなど詳細はCOP18で明確化

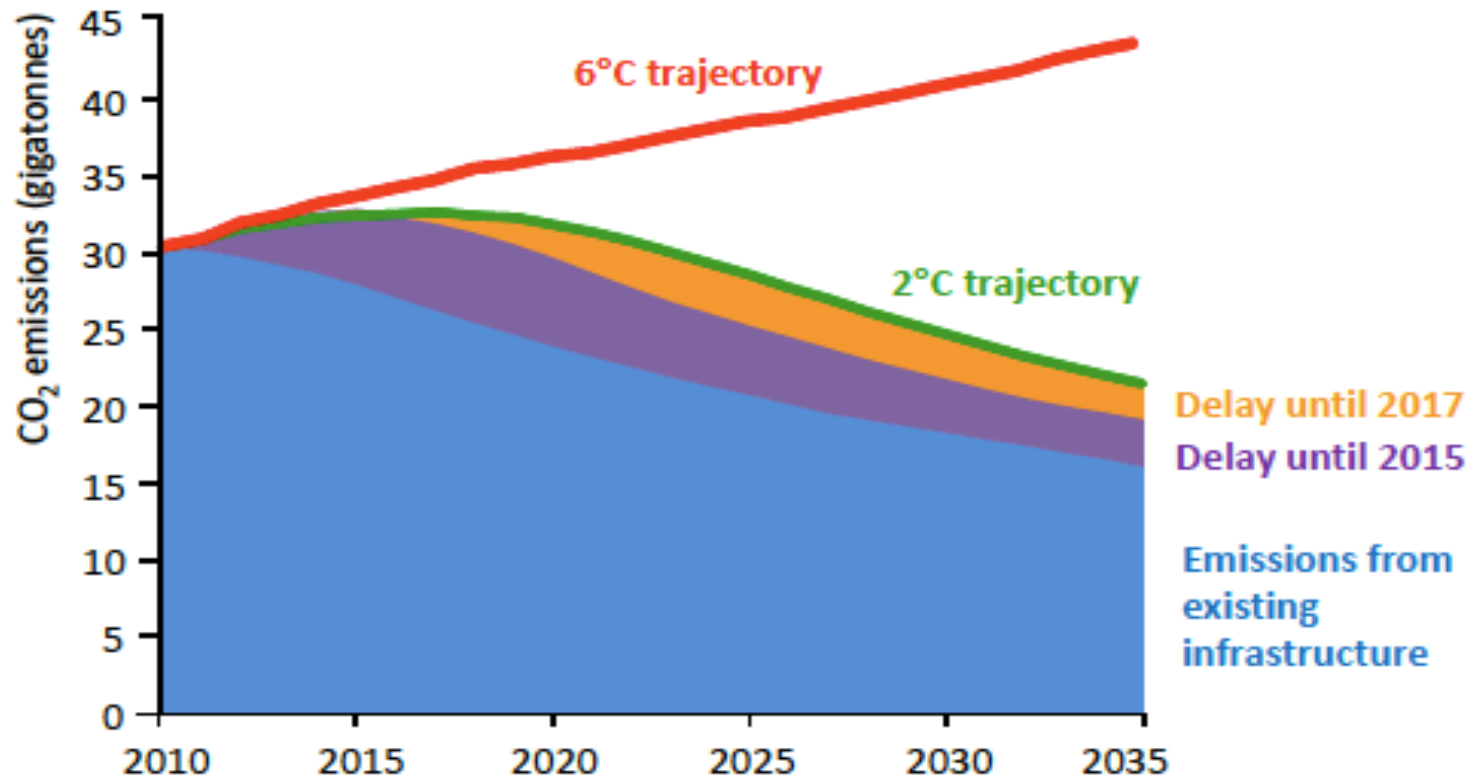
合意の評価と含意(1)

- 米中印を含む**すべての国が「参加」する法的枠組みへの道筋**
 - 国際政治の現実からはおそらく想定しうる最大の合意
 - 京都議定書は第二約束期間の後、この新しい枠組みに統合するとの想定＝第二約束期間は新しい枠組みへの**「つなぎ」**の役割
 - AWG-LCAで策定するカンクン合意に基づくルールは、**2020年までの気候変動対策の国際的ルール**となる
- 2020年から新しい法的枠組みが動き出すことの問題
 - Emission gap (UNEPほか)
 - **2017年までの対策の重要性**を強調 (IEA, World Energy Outlook 2011)

COP17の合意：2020年新たな法的文書実施までの道のり



2017年までの対策が鍵



Without further action, by 2017 all CO₂ emissions permitted in the 450 Scenario will be “locked-in” by existing power plants, factories, buildings, etc

合意の評価と含意(2)

- 2020年までの気候変動レジーム
 - 国際的な削減の約束とその実施の態様・速度が国によって異なる。少なくとも4つに分かれる
 - 京都議定書の下で引き続き法的拘束力のある数値目標を持つEU+ α
 - 京都議定書締約国だが、拘束力のある目標を持たない途上国
 - 京都議定書締約国だが第二約束期間では数値目標を持たない先進国
 - 京都議定書に参加していない国(ex. 米国)
 - ただし、全ての国はカンクン合意に基づく一連のCOP決定を実施

2020年までの国際制度

気候変動枠組条約

京都議定書

京都議定書第二約束期間

COP決定
カンクン合意に
基づく実施
=すべての国(米
を含む)

削減目
標を負
わない
先進国

日本、
露？

削減目
標を負
わない

途上国

削減目
標を負う
先進国

EU ほか

京都議定書第一約束期間との違い

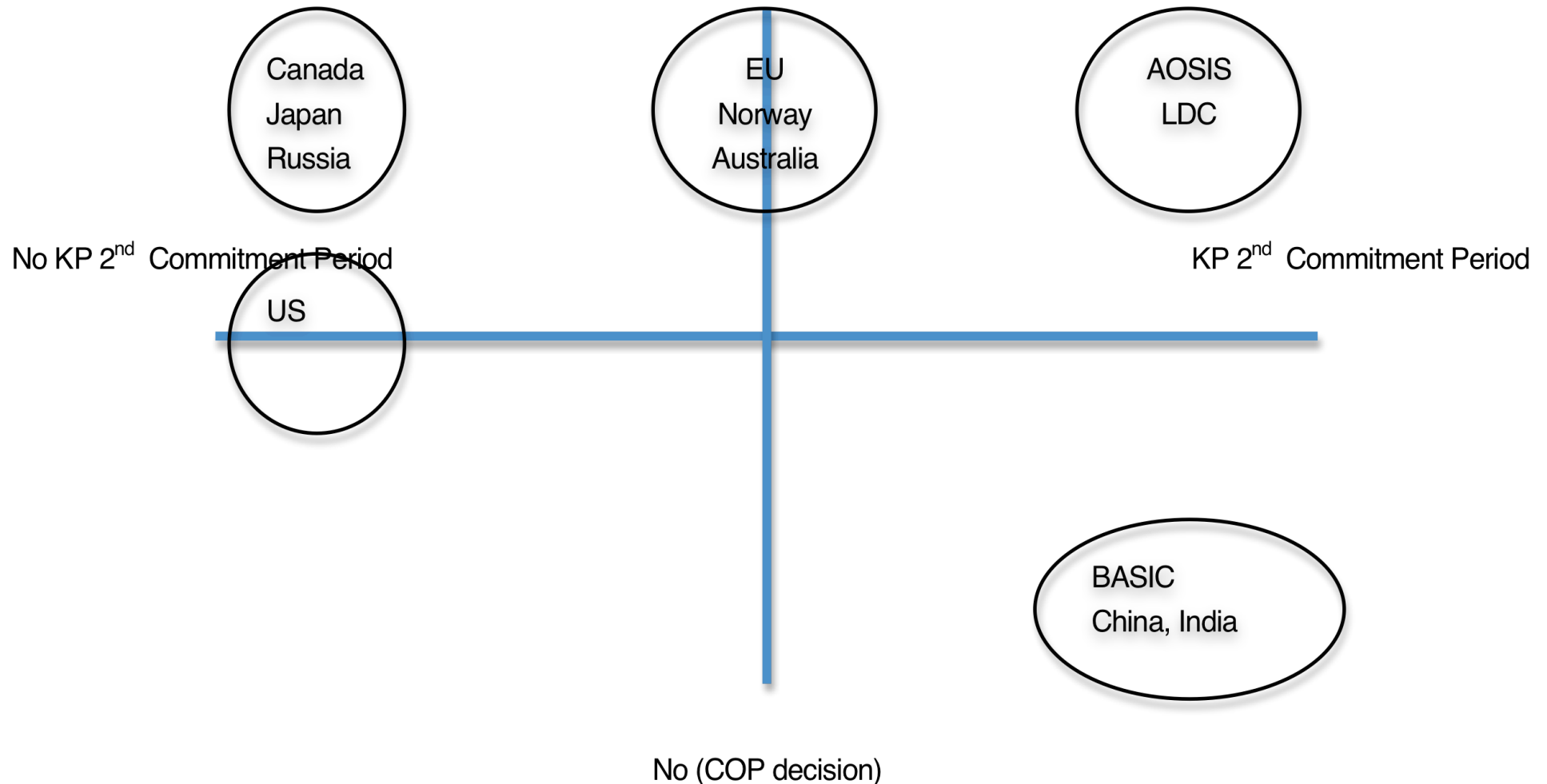
	京都議定書第一約束期間 (2008-12年)	カンクン合意に基づく国際枠組み (2020年まで)
削減目標の法的拘束性	・削減目標に法的拘束力あり	・削減目標の履行を政治的に約束
削減目標設定の方法	・各国の数値目標の水準は、 国家間の交渉で決定	・各国の数値目標の水準は 各国が自主的に設定 。削減目標の内容について国際的に説明
目標達成手段(アカウンティング)のルール	・京都メカニズム、森林等吸収源などのルールを国際的に明確に定める	・目標達成に、 市場メカニズムが(どれほど)利用できるかなどなお曖昧さ 。今後の交渉による
報告・審査、遵守評価のアプローチ	・毎年排出量を報告、審査を受ける。約束期間終了後、国が保有する排出枠の量と比べて目標の達成を評価する	・毎年排出量を報告、審査を受ける。加えて、2年に一度、 目標達成に向けた施策、その効果などを報告し、国際的審査を受ける
不遵守に対する措置	・遵守手続の下で定められた、次期約束期間での未達分の達成などの措置をかされる	・ 不遵守に対する措置は今の時点では予定されていない 。今後の交渉による

国際社会の政治力学の変化

- 国際合意を左右する圧倒的な新興国の影響力。米国と並ぶ特に中国の存在感
- 途上国間の格差(南南格差)、利害の違いの鮮明化 = 交渉アクターの増加
 - 実に多様な争点、対立軸
 - 途上国の中からの新興経済国の削減努力強化への圧力。“While they develop, we die in the process.” (Grenada)

Challenges for COP17

Legally binding outcome under AWG-LCA



グローバル化と責任論(1)

- 京都議定書の排出削減義務の配分の論理
 - 排出源に管轄権を有する国家が削減の義務を負う
 - 「共通に有しているが差異のある責任(CBDR)」
 - 問題への寄与度と問題対処能力に応じた責任の配分
 - 温暖化対処に先導する先進国の義務
- 新興国の経済発展と排出増を背景に、先進国からのCBDRの問い直し
 - 先進国から「CBDRの近代化」「CBDRの動的解釈」の主張
 - それに対して、途上国からは、国の排出量ではなく、「歴史的排出量」(ブラジルなど)、「一人あたり累積排出量」(中国)に基づく責任の配分の主張

グローバル化と責任論(2)

- 新興国の排出増の一部は先進国向けの財の生産、供給による
 - 財の生産に伴う排出量の流れ: 中国から北米9%、中国からEU8%、中国から日本4%
 - 財の生産に伴う排出量を消費地で換算すると、米国、日本の排出量は約10-20%増。中国の排出量は約20%減
 - 途上国の排出量の21%が先進国の消費に伴うもの

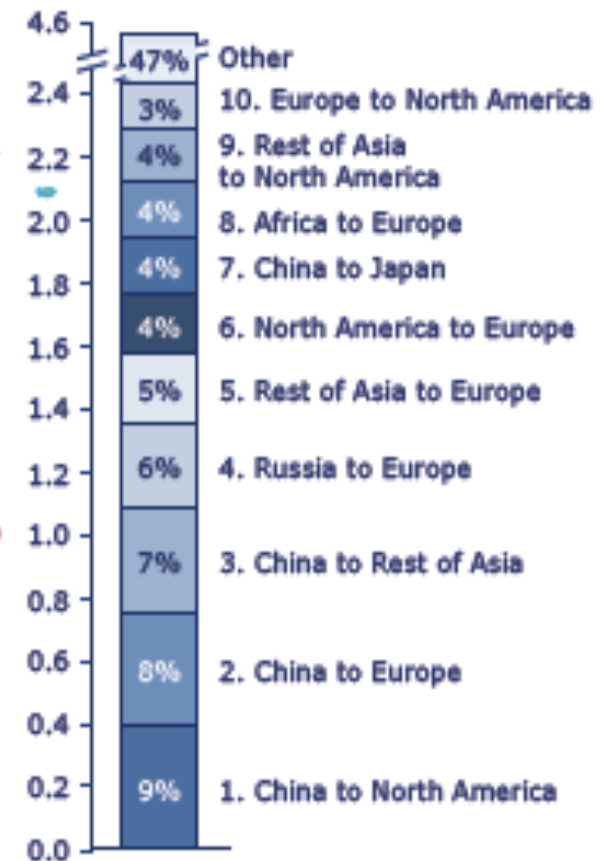
Top 10 regional flows of CO₂ embedded in goods and commodities



2004 Data



Total Flows (GtCO₂)



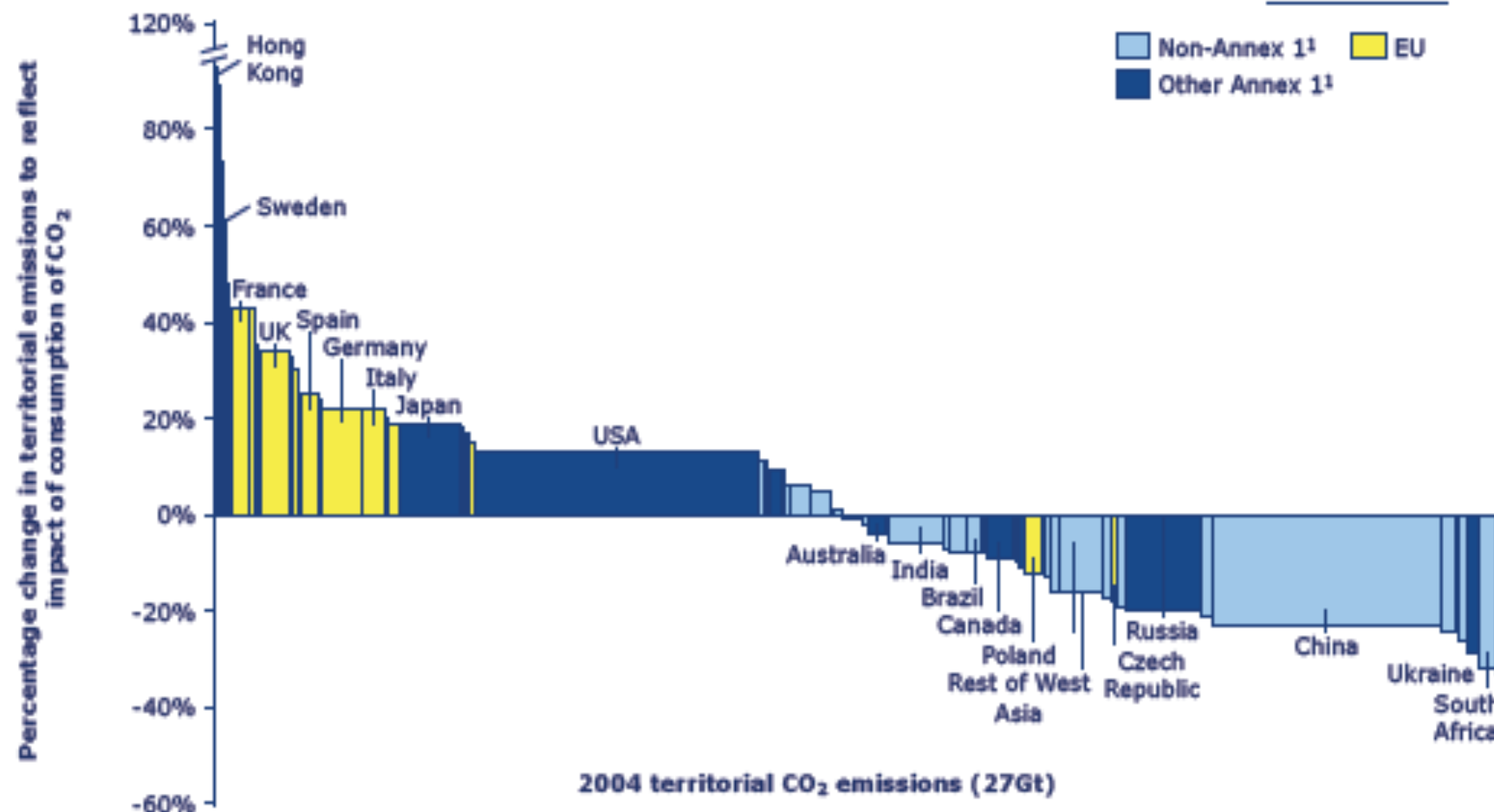
Note: Rest of Asia excludes China, Japan and India

Data includes flow of Scope 1-3 (direct, indirect and upstream) emissions arising in region of export that are embodied in trade flows to the region of import

Source: Carbon Trust Analysis; CICERO / SEI / CMU GTAP7 EEBT Model

A consumption perspective materially alters the distribution of emissions

2004 Data



1. Annex 1 to UNFCCC

Note 1: Includes CO₂ emissions from production, process, transport and household sources only (27Gt in 2004); excludes non-CO₂ emissions, and emissions due to land-use-change

Note 2: Based on an MRIO (multi region input/output) model allocating emissions to regions of consumption

Source: Carbon Trust Analysis; CICERO / SEI / CMU GTAP7 MRIO Model (2004)

グローバル化と責任論(3)

- 新興国の排出だが先進国で消費される財に伴う排出量(embedded carbon)をいかに考えるか
 - グローバル化した経済における国家間での排出責任の配分の難しさ
 - 排出源をいかに実効的に規制・管理できるかという観点から国家の役割は依然として重要
 - 国家ではなく、民間の排出者に削減義務を課し、その履行を国家に確保させるというアプローチもありうる(ex. 国際炭素税)
 - 普遍的制度の必要性
 - 先進国の財に対する政策・措置が途上国の排出量に影響を与える可能性
 - 途上国政府には排出抑制のインセンティブは働きにくい
 - 消費側での政策、規制(=「規制の普及」)の可能性。自由貿易制度との関係

展望と課題(1)

- 気候変動レジームの合意の難しさ
 - 国家間合意の成否、水準は、各国の国内事情で合意が左右される。合意の水準は国家が合意できる最大公約数となる＝めざすべき**目標と国家間合意の「gap」**
 - **科学的不確実性、原因と被害の時間差**
 - **新興国の台頭による国際政治の力学変化。それに伴う交渉アクターの増大**
 - **グローバル化する経済の下で、国家に削減の責任を配分することの難しさ。しかし、規制権限は領域を支配する**主権国家**にある。この乖離**

展望と課題(2)

- 気候変動に対処するための多国間国際協力、
多国間レジームの必要性の認識
 - WTOのドーハラウンドとの比較
 - 問題が地球規模であるがゆえに、地球規模での
問題の管理の必要性
 - フリーライダーによる国際競争上の懸念への対
処。各国のより積極的な対処を抑制する可能性
("Race to the Bottom")
 - 環境レジームの特質と課題: 常にincompleteなレ
ジームの実効性をいかに高めていくか

展望と課題(3)

- 2020年からの新しい法的文書策定交渉の課題
 - ベルリンマンデートと違い、**法的枠組みの中でどの国がどんな削減義務を負うかはこれからの交渉次第**
 - 合意文書にCBDRの言及なし。**Crumbling “firewall”?**
 - 世界全体の削減水準を引き上げ、気候変動抑制、長期目標の達成への道筋をつけるレジーム構築
 - 特に経済のグローバル化の中での排出削減努力の衡平な配分。削減を実現するしくみをいかに
 - 資金と投資のスケールアップ
 - 気候変動による損害の修復と被害者の救済など

必要な資金・投資のフロー

- 大幅削減と適応に必要なとされる資金・投資のフロー
 - 2030年に世界全体の排出量を2000年水準より25%削減するには、**2030年の時点で、約2000～2100億米ドルの追加的な投資と資金のフロー**が必要 (UNFCCC, 2007).
2008年の試算では、この金額は**170%以上**高くなり、**その半分が途上国**で生じると予測した (UNFCCC, 2008).
 - 必要な資金(約86%)の大半は**民間部門の投資、資金フロー**(UNFCCC, 2007)
 - 適応のための資金・投資フローのニーズは、**毎年数百億から数千億米ドル**(UNFCCC, 2008)
 - コペンハーゲン合意では、**2020年までに年1000億米ドル**の資金・投資の動員

展望と課題(4)

- WTOなど自由貿易レジームへの影響波及
 - 2020年まで排出削減策の強度・速度は自主的に設定されるため、炭素制約(炭素価格)に格差が生じる可能性。**一方的な貿易措置の可能性の拡大**
 - EU:2012年1月1日からのEU域内を離発着する航空会社。排出枠取引制度のもとでの国境調整措置
 - 環境政策による経済発展(グリーン・エコノミー)政策における**「補助金」の拡大とWTOへの申立の増加**
- 他のレジームへの影響波及
 - Ex. 国際民間航空機関(ICAO)、国際海事機関(IMO)における気候変動対策の議論。CBDR 対 国家平等

ご静聴ありがとうございました。

高村ゆかり (Yukari TAKAMURA)

e-mail: takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp